

平成21年第8回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成21年5月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成21年6月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 矢ヶ崎 紀 男
 - 2番 前 田 親 人
 - 3番 三 堀 善 業
 - 4番 中 谷 道 文
 - 5番 中 村 守 夫
 - 6番 永 原 良 子
 - 7番 船 木 善 司
 - 8番 岩 田 清
 - 9番 根 橋 俊 夫
 - 10番 成 瀬 恵津子
 - 11番 宮 下 敏 夫
 - 12番 宇 治 徳 庚
 - 13番 山 岸 忠 幸
 - 14番 篠 平 良 平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成20年度辰野町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

- 専決第7号 平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
専決第9号 平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予
算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
専決第10号 平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予
算(第2号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
専決第11号 平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
専決第12号 平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第13号 平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第14号 平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
専決第15号 平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
専決第16号 辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
専決第17号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
専決第18号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
専決第19号 平成21年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第20号 辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の

制定について

- 日程第23 議案第21号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 平成21年度辰野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第25号 平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第26号 平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第27号 平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第28号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第29号 両小野国保病院組合規約の変更について
- 日程第32 議案第30号 土地の取得について
- 日程第33 議案第31号 監査委員の選任について
- 日程第34 議案第32号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第35 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項
- 報告第1号 平成20年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第2号 平成20年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 報告第3号 平成20年度辰野町開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町開発公社事業計画書の提出について

日程第37 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	林 龍太郎	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行

水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	竹 淵 光 雄
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	金 子 文 武	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	向 山 光	事務局長	林 康 彦

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 武 井 庄 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番 中 村 守 夫

議席 第 6 番 永 原 良 子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。早朝より 6 月定例議会大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第 8 回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第 8 回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第 8 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄なにかとご多忙のところご出席を賜り感謝申し上げます。100 年に一度と言われる世界同時不況はいまだ不透明感がぬぐえず、有効求人倍率も 0.46 と過去最低の水準となっておりますが、政府の 5 月月例報告では「悪化のテンポが緩やかになり、輸出や生産が下げ止まりつつある」との認識が示されました。国会では先月 29 日に経済対策交付金等の追加経済対策の裏付けとなる 13 兆 9,000 億円の大型補正予算が成立いたしました。景気の回復を切に期待するものであります。また 5 月 21 日には 5 年間の準備期間を経て国民が刑事裁判に裁判員として参加することができる

裁判員制度が施行となりました。当町でも36名の方が裁判員の候補者名簿に搭載されたところであります。国民の司法参加が始まるわけでありまして、裁判が身近なものとして理解され、司法への信頼が高まることを望むところであります。上伊那広域連合におきましては平成19年から取り組んでまいりました、新システムの構築事業であります。全ての業務において新しいパッケージシステムによる情報処理システムがこの6月1日から稼働となりました。これに呼応して保健福祉課を辰野町は本庁に移転し、役場一箇所で窓口事務の対応が可能となり住民サービスの向上を図ったところであります。ご理解をいただくとともに周知方よろしくご協力を賜りたいと思います。今月20日には第61回ほたる祭りが開幕になります。幼虫の上陸も順調であり本年も幻想的なほたるの乱舞が期待されます。天候に恵まれることを祈りながら、議員各位におかれましても実行委員のお立場でのお力添えをお願いする次第であります。また小野光賢・光景の足跡をたどり、横浜開港150周年を契機に始まった横浜市との交流事業であります。4月27日の開国博Y150開幕式には議長さん、宇治町議さんの出席を願ったことを皮切りに、5月31日の横浜港開港記念式典には私と小野影久さん、曾孫にあたりますが2名で出席をさせていただき、なお両小野地区振興会では綺羅を誇る御柱の木遣りや太鼓などの演奏を赤煉瓦ホールにて披露をいただき名を挙げていただいたところであります。当町からも去る5月29日にはほたる祭りのPRの訪問をしてご招待を申し上げたところであります。15日からの1週間は都市交流広場での物産展に参加し、19日には横浜市中区の皆さんとの住民交流会も計画されております。継続した密度の濃い交流に発展することを期待するところであります。さて今定例会に提案いたします議案は、専決処分関係では20年度補正予算15件、条例改正3件、21年度補正予算1件の計19件と、神戸介護予防センターの条例制定1件、使用料条例他の条例改正3件、平成21年度補正予算4件、指定管理者の指定1件、規約の変更1件、土地の取得1件、人事案件3件の併せて33議案であります。また報告事項といたしまして、平成20年度一般会計繰越明許費繰り越し計算書等3件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申しあげ、開会にあたってのあいさつといたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行い

ます。会議録署名議員は会議規則第 115 条の規定により、議席 5 番、中村守夫議員、議席 6 番、永原良子議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さんおはようございます。去る 5 月 22 日議会運営委員会を開催し、平成 21 年第 8 回辰野町議会 6 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。5 月 22 日辰野町告示第 39 号によって、辰野町長より 6 月の定例会を 6 月 2 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと 6 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から 6 月 17 日迄の 16 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号平成 20 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成 20 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町税、特別交付税及び国・県補助金などの確定に伴う財源組替、不用額の調整などにより総額 1,237 万 8,000 円の

増額であり、予算総額は81億 869万 3,000円となります。専決補正予算であります。以下その大要を申し上げますと歳入につきましては、国・県支出金、繰入金、町債など2億 6,921万 1,000円の減額に対し、町税、地方譲与税、地方交付税、負担金など2億 8,158万 9,000円の増額補正となっております。歳出につきましては、総務費では、給与費、需用費、役務費など一般管理経費の不用減額、また土地購入費、財政調整基金積立金の補正が主なものであります。民生費では、介護給付費町負担金、老人保健医療特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出金の減額、また公費給付費を始めとする扶助費等の不用額の減額補正が主なものであります。衛生費では、病院建設基金等積立金、両小野国保病院への負担金の増額、塵芥処理事業の委託料の減額補正が主なものであります。農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額を始めとする不用額の減額補正が主なものであります。商工費では、利子補給の減額補正が主なものであります。土木費では、各事業費の確定に伴う不用額の減額補正、住宅費は町営住宅整備基金積立金の増額が主なものであります。教育費では、小中学校教育振興費及び町民会館管理運営費の不用額の減額補正が主なものであります。なお、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、介護予防空間整備事業、定額給付金事業等5事業につきましては、平成21年度への繰り越し手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業とも創意と工夫により需用費など経常経費の削減に努め、また町税等が増額となった結果、財政調整基金等に積み立てをすることができました。以上のとおり、補正予算の大要を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結します。これより議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成20年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。お諮

りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第2号、専決第2号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するものでありまして、収入は第1款水道事業収益で3,309万2,000円を減額し総額3億6,648万1,000円とし、内訳では営業収益で2,258万1,000円減額し3億5,128万1,000円、営業外収益で1,051万1,000円減額し1,326万6,000円としました。支出では第1款水道事業費用で3,309万2,000円を減額し総額3億6,648万1,000円とし、内訳は営業費用で3,514万6,000円減額し2億6,696万2,000円としました。営業外費用では205万4,000円増額し、9,907万円としました。2ページをご覧ください。収益的収支及び支出では収入で資本収入1,008万6,000円増額し1,909万5,000円としました。内訳は負担金を1,008万6,000円増額し1,658万6,000円としました。明細について7ページをご覧ください。補正予算の説明書でございますが、主なものを申し上げます。収益的収入では給水収益の水道使用料を1,827万3,000円減額し受託工事収益は411万2,000円減額、営業外収益では負担金1,188万3,000円を減額しました。11ページをご覧ください。支出の関係であります。減価償却費を2,158万円減額し、資産減耗費は521万円減額しました。12ページをご覧ください。消費税を379万3,000円増額いたしました。13ページをご覧くださいまして、資本的収入では負担金を1,008万6,000円増額し1,656万8,000円としました。以上提案理由を申し上げます。原案ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

11ページですが構築物不用減額 1,648 万とありますけれども、これはいかなるものなんでしょうか。お聞きします。

○建設水道課長

当初予算の関係の時にですね、一応算定誤りがありましてこの最終の補正の状態でもって数字を直しまして、当初の 1 億 5,211 万 8,000 円を 1 億 3,053 万 8,000 円にしました。その中の内訳として構築物 1,648 万円でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○船 木

はい。

○議 長

他にございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 5 議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第 3 号、専決第 3 号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由をご説明申し上げます。まず 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,042 万 4,000 円とするものであります。4 ページをご覧ください。明細歳入の関係であります。鴻ノ田簡易水道収入の水道使用料を 2 万 3,000 円減額し繰越金 2 万 3,000 円を増額いたしました。続いて 5 ページを

お願いします。上野簡易水道の収入水道使用料 2 万円を減額し、繰越金を 2 万円増額しました。以上提案理由を説明申し上げました。原案ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号平成 20 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号平成 20 年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第 4 号、専決第 4 号平成 20 年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 284 万 2,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,168 万 2,000 円とするものであります。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入では事業収入の内、水道使用料を 69 万円減額、負担金を 2 万 3,000 円を減額し、雑収入を 99 万 2,000 円増額いたしました。続いて 7 ページをご覧ください。基金繰入金につきましては 312 万 1,000 円を減額いたしました。8 ページをご覧ください。歳出の主なものにつきましては総務費の内、工事請負費を 180 万円減額いたしました。以上提案理由を申し上げます。原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号専決処分の承認を求めることについて、専決第4号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号専決処分の承認を求めることについて、専決第5号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、専決第5号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億887万1,000円とするものであります。明細につきまして6ページをご覧ください。歳入につきましては負担金を660万円増額いたしました。7ページをご覧ください。使用料及び手数料の内、下水道使用料を1,161万円増額いたしました。続きまして8ページをご覧ください。繰入金の内、財政調整基金繰入金を2,000万円減額いたしました。10ページをお願いいたします。歳出につきましては公共下水道事業費を110万円減額いたしました。以上提案理由を説明申し上げます。原案承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋(9番)

7ページですけれども、下水道使用料が約1,100万円の増収見込みってということなんですけれども、水道料の方は1,800万の減収ということなんですがこのへんの負担金も600万ですか、増えているんですが、これはかなり何て言うんですか、新

規加入だとかそういうようなことで増えているのでしょうか。そのへんの事情について説明していただきたいと思います。

○建設水道課長

6 ページと関連してきますけれども、6 ページの受益者負担金 600 万それと下水道使用料の 1100 万の分の増でありますけれども、主なものにつきましては昨年度辰野駅前地区の接続が予想以上にやはり待っている関係もございまして、予想以上に多くの接続がございましてその関係で受益者負担金、下水道使用料とも増えている状況であります。以上であります。

○議 長

他にありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 5 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号平成 20 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 8、議案第 6 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号平成 20 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 6 号、専決第 6 号平成 20 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,210 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,461 万 9,000 円とするものでございます。明細書の 6 ページをお願いいたします。歳入分につきましては分担金及び負担金の内、特定環境保全公共下水道費負担金 241 万円を減額いたしました。8 ページをご覧ください。繰入金では財政調整基金繰入金を 1,000 万円減額いたしました。続いて 10 ページを

お願いいたします。歳出の関係では特定環境保全公共下水道費の内、財政調整基金積立金を909万8,000円減額いたしました。水処理センター管理費の内、委託料153万円、工事請負費147万2,000円をそれぞれ減額いたしました。以上提案理由を説明申し上げます。原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号専決処分の承認を求めることについて、専決第6号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、専決第7号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,236万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,585万9,000円とするものでございます。詳細について申し上げます。7ページをご覧ください。歳入では使用料で下横川地区、沢底地区、北部西地区の使用料を14万7,000円減額いたしました。8ページをご覧ください。繰入金では一般会計からの繰入金を1,060万円減額いたしました。続いて9ページをご覧ください。繰越金は338万7,000円増額いたしました。続いて11ページをお願いいたします。町債では下水道事業債を500万円減額いたしました。12ページをご覧ください。歳出では水処理施設管理費で下横川地区水処理施設管理費の需要費を248万9,000

円減額いたしました。沢底地区水処理施設管理費では需用費、役務費、委託料、負担金 220 万円を減額いたしました。13ページをお願いいたします。北部地区水処理施設管理費は需用費、委託料、負担金 596 万 6,000 円を減額いたしました。北部西地区水処理施設管理費は需用費、委託料、負担金45万円を減額いたしました。上横川地区水処理施設管理費は需用費、委託料、負担金90万円を減額いたしました。以上提案理由を説明申し上げました。原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

12ページ、13ページいずれも修繕の所がですね不用減額ということになっておりますけれども、これはどうして修繕の所が不用減額になっていくのか、不測の故障に備えての修繕見込みであったのかどうかお尋ねします。

○建設水道課長

各施設につきましては先ほど申されたとおり不測の故障等に備えて、修繕費というものを見込みで盛ってある関係で、おかげさまで修繕がない場合につきましてはこういう形でもって不用減額として計上するようになっております。よろしくお願い致します。

○議 長

他にございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号専決処分の承認を求めることについて、専決第8号平成

20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第8号、専決第8号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,827万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,294万9,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては賦課徴収の決算見込みによります一般被保険者分3,268万8,000円の減額と退職被保険者分2,740万円の増額により合計528万8,000円の減額であります。続きまして7ページをご覧ください。国庫支出金につきましては国庫負担金交付決定によります、医療給付費負担金及び高額医療費共同事業負担金9,986万5,000円の増額であります。国庫補助金では普通調整交付金2,895万1,000円の減額、及び特別調整交付金の7,667万2,000円の増額であります。続きまして9ページをご覧ください。療養給付費と交付金は退職被保険者の給付実績により交付金7,885万8,000円の減額であります。続きまして10ページ、県支出金では県負担金の高額医療費共同事業負担金7万1,000円、特定診察負担金21万円それぞれ減額となり、県補助金は普通調整交付金3,088万2,000円の減額、及び特別調整交付金947万1,000円の増額であります。続きまして11ページ、共同事業交付金では高額医療費共同事業交付金が251万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金286万5,000円のそれぞれ増額であります。続きまして12ページ、繰入金は一般会計繰入金の内、保険基盤安定繰入金3,000円の減額と一般会計繰入金は出産育児一時金の減少により203万円の減額であります。基金の繰入金では20年度の決算見込みで約3,000万の不足が生じ、基金を4,000万取り崩したために326万7,000円の増額であります。続きまして13ページ、諸収入につきましては延滞金加算金及び過料3,000円、雑入で9万円のそれぞれ減額であります。次は歳出につきまして14ページをご覧ください。保険給付費は退職被保険者等療養給付費の不用減額並びに国庫支出金の増額による財源組替えであります。続きまして15ページ、保険給付費も国庫補助金の増額による財源組替えであります。16ページの後期高齢者支援金、続きまして17ページの老人保健拠出金、18ページ介護納付金、19ページの共同事業拠出金、20ページの保健事業費につきましても国庫支出金、国、県の支出金の決定によります財源組み

替えであります。21ページの諸支出金は国庫支出金の決定によりまして辰野病院、両小野病院への繰り出し 5,167 万 2,000 円の増額補正であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

6 ページですが一般被保険者の保険税の歳入が 3,200 万余ってということで大幅に減収になっているわけですがけれども、これというのは大分滞納が増えているっていいのでしょうか。

○住民税務課長

これは一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、それは退職被保険者との関係もありますので一概には減っているというあれではありません。以上であります。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（9番）

よく分かりませんのでもう一回説明してください。

○住民税務課長

一般の保険者の方が退職されて1年間については退職保険者の方に属するということになるわけでありますけれども、その関係でその量の比分でありますけれども、その一般の方が減っておりますけれども退職の方は増えているというような、数字の比較、バランスの関係だと思っておりますけれども。以上であります。

○議 長

他にございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第8号専決処分の承認を求めることについて、専決第8号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号専決処分の承認を求めることについて、専決第9号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第9号、専決第9号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ755万4,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては後期高齢者分診療収入が、2月3月分伸びたことによりまして30万4,000円の増額であります。7ページの諸収入は雑入の収入不足により4,000円も減額であります。続きまして歳出につきましては8ページをご覧ください。総務費、施設管理費は歳入の診療収入の伸びにより医師委託料の30万円増額であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○山岸(13番)

30万円医師の委託料が増えるということなんですけども、ちょっと1年前を思い出しますと、あの時は医師の方から要望がありまして「とにかく報酬を上げて欲しい。」という要望があって一時診療所を休診するような状態までなったわけなんですけども、今回こういうふうには30万円続いてある川島診療所も10万円ほど上がっているんですけども、こういうことができるようになった経緯、これについてどういう経緯でこういうふうになったのか、それとこの間3月議会終わってから臨時議会なんかも行われたわけなんですけども、その時にこの本会議にこういうことを掛けることはできなかったのか、っていうのは私も前委員長としてこの医師の報酬についてかなり委員会の中でも検討したりした経緯があるわけで、こういうことはやはり本会議に諮っていただいて、委員会付託かなんかでしっかり検討したいって

うことがあるわけなんです。専決処分されてしまいますと結果だけを見る形になってどういう経緯でこういう形になったのかっていうことも分かりませんし、中身も全く検討されないっていうことがありますんで、報酬アップになった経緯とそれから専決でやらなければいけなかった事情ということを説明願います。

○住民税務課長

一応診療収入とその診療所の支出という関係になりますけれども、診療収入につきましては国民健康保険、それから社会保険、それから後期高齢者分、これにつきましては一応2箇月遅れで入ってくるという形になっております。それから一部負担金ということで収入が決まりますけれども、収入につきましては医療費はその中から支出見ますけれども、一般的な通常の経費負担っていうのが第一診療所の場合には毎月7万円ということになっております。そういうことで収入に対して医療費の支払い、それから一般的な経費を7万円足したその引いた額が基本的には医者委託料というような形の中でありまして、そういった関係の中でまた3月の段階では数字が確定しないっていう、2箇月遅れという状況の中でこういった専決の形になっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長

よろしいですか。

○岩田（8番）

私も前回社会福祉教育委員会の方にいましたんでこのことについていろいろもう少し、待遇改善ということをごすね委員会としても申し上げたわけですが、そうしますと診療収入が増えているということですかね。数字を挙げてもらいたいと思っております、具体的に。

○住民税務課長

この2月、3月で増えておりますけれども、一応19年度と20年度の一応1日当たりの比較してみますと19年度については1年当たり8.3人でありましたけれど、20年度は8.5人ということで若干微量でありますけれども伸びておりますし、一つには北大出の地区の診療の関係のちょっと休診をしてたような、いう関係もございます。若干伸びているところもございます。以上であります。

○議長

よろしいですか。

○岩田（８番）

いずれにしてもですね、さきほど山岸議員が言われたようにですね、キチッと前段からですね予算をキチッとやりましてこういう形の補正はね、できるだけ避けていただきたいと思います。

○議 長

他にございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第９号専決処分の承認を求めることについて、専決第９号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第９号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、専決第10号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ467万5,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては第一診療所同様、後期高齢者分、診療収入が2月3月分に伸びましたことによりまして10万円の増額補正であります。次に歳出につきましては7ページをご覧ください。総務費、施設管理費は歳入の診療収入の伸びにより医師委託料10万円の増額であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○岩田（8番）

そうしますと川島も増えているということですね。ちょっと数字を挙げてもらいたいと思います。

○住民税務課長

現在、週1火曜日の診察日でありますけれども、19年度1日でありますと一年あたり5人でありました。20年度は1日6.2人という数字が出ております。以上であります。

○議長

他にごございませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第11号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、専決第11号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,148万2,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,833万3,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料は特別徴収分、普通徴収分、計3,149万5,000円の減額補正であります。7ページの督促手数料は実績により1万5,000円の増額であります。8ページであります。繰入金は一般会計の端数調整で2,000円の減額であります。次に歳出につきましては9ページをご覧ください。総務費、役務費は一般会計から支出したため不用となり減額となりました。10ページをご覧ください。後期高齢者広域連合給付金は徴収保険料の減額により納付保険料の不用額であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

6ページですけれども徴収の保険料が3,000万からの減額ということですが、これはどうしてこういう大きい数字の徴収になっているのか、併せて収納率というものはどのくらいなのかお尋ねします。

○住民税務課長

当初の予算の立て方でありましてけれども、これは広域より特別普通徴収の示された予算によって、数字において立てるわけでありましてけれどもこういった経済不況により軽減措置ということの中で減るわけでありましてけれども、とりあえずは歳入が減には当然歳出の方も減になるわけでありましてけれども、歳入につきましても繰入金あるいは保険の基盤安定の方の繰入金というもので国からの繰入もありますけれども、保険料の徴収につきましても20年度99.43%ということですので徴収を維持しておりますので、なんら問題ないというふうに理解しております。

○議 長

収納率、分かったら。

○住民税務課長

99.43%であります。

○船木（7番）

収納率がこれだけ高いということになればですね、広域から示された数字というふうに先ほど申し上げましたけれども、この広域から示されるということは町から出して、その数字に基づいてということなんですか。

○住民税務課長

町からということではなく広域の方で全体の枠の中で辰野町の数字が示されるというふうにお聞きしております。

○議 長

よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号専決処分の承認を求めること

について、専決第11号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。日程第14、議案第12号専決処分の承認を求めることについて、専決第12号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号、専決第12号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額から1億8,373万6,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億552万2,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の支払基金交付金につきましては、医療給付費の給付実績に伴う医療費交付金8,792万1,000円と診察支払い手数料交付金86万6,000円の減額補正であります。7ページをご覧ください。国庫支出金6,358万4,000円、8ページの県支出金1,587万円、9ページの一般会計繰入金1,590万4,000円それぞれにつきましても、医療給付費の給付実績に伴う減額補正であります。10ページの諸収入につきましては第三者納付金と返納金の決定による雑収入40万9,000円の増額補正であります。続きまして歳出につきましては11ページをご覧ください。医療費諸費の給付実績に伴います医療給付費扶助費1億8,208万9,000円と医療費支給費扶助費77万7,000円、審査支払手数料委託料87万円それぞれ減額補正であります。12ページの諸支出金は財源の組替えであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号専決処分の承認を求めること

について、専決第12号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第13号、専決第13号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）について提案のご説明を申し上げます。1ページ、2ページをご覧ください。第3条第4条につきましては不用減額の補正が主なものであります。第4条中、第2項他会計負担金であります△の2,750万、第4条収入から第3条収入に振り替えるものであります。第5条であります債務負担行為の限度額であります、20年度補助金の予定をしていたものであります、補助金がちょっと難しいということで21年度に向けて補助金を確保していきたいというものであります。以下事項別明細によってご説明申し上げます。予算書9ページをご覧くださいと思います。収益的収入及び支出であります、預金利息の補正それから県補助金につきましては新型インフルエンザ対策の補助金がありましたので補正いたしました。他会計負担金につきましては2,750万、先ほど第4条収入の方から一般会計からの繰入金であります、振り替えたものであります。10ページであります賃金、法定福利費につきましては増額の補正となっております。以下11ページ1、12ページ、13ページにつきましては患者数の減等による不用減額の補正であります。14ページの150万につきましても不用減額であります。後段、若干説明申し上げます。それから15ページであります第4条予算収益的収入及び支出であります、一般会計からの繰入金2,750万減額補正をいたしまして、第3条の方に収益的収入に振り替えたものであります。他会計負担金2,100万であります、国保の特別調整交付金の繰入金となされたものであります。2,100万円の増額であります。それから16ページの企業債償還金500万の増であります、これは当初見積もりの段階におきましては借換

債であります、元利均等を予定していたものであります金融機関との調整で元金均等になったため、元金部分が増えたというものであります。500万の増額であります。以上提案説明申し上げました。原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号専決処分の承認を求めることについて、専決第14号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第14号、専決第14号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第3号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。まず1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,319万2,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入の関係でございますが、負担金で新規加入者負担金を3万円の減額、それから7ページをご覧ください。有線電話使用料を75万円を減額。8ページをご覧ください。加入者設置工事金の5万円を減額するものでございます。歳出につきましては9ページをご覧ください。一般管理事務及び維持管理事務ともに不用額、合計で83万円でございますが不用減額するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号専決処分の承認を求めることについて、専決第14号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号専決処分の承認を求めることについて、専決第15号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第15号、専決第15号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億737万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,352万4,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが介護保険料の第1号被保険者保険料が2,024万2,000円の増額でございます。7ページの使用料及び手数料は督促手数料が1万3,000円の減額でございます。8ページの国庫支出金につきましては介護給付費負担金が1,760万3,000円の減額、国庫補助金の調整交付金が222万5,000円の増額、地域支援事業交付金が50万円の増額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が1,000円の減額でございます。9ページの支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金が3,507万1,000円の減額、地域支援事業支援交付金が150万7,000円の増額の増額でございます。10ページの県支出金でございますが、介護給付費負担金が1,790万3,000円の減額、地域支援事業交付金が111万5,000円の減額でございます。11ページの繰入金でございますがこちらは一般会計からの繰入金でございます。01介護給付費繰入金が1,230万7,000円、その他一般会計繰入金は126万9,000円、03

の地域支援事業繰入金が76万7,000円、04の地域支援事業繰入金が34万8,000のそれぞれの減額補正でございます。基金繰入金でございますが、4,970万円の減額でございます。12ページの繰越金は526万3,000円の増額でございます。13ページの諸収入でございますが、介護報酬が94万9,000円の増額、地域支援事業利用者負担金2,000円の減額、生活機能評価実費徴収が196万3,000円の減額でございます。次に14ページの歳出でございますが、こちらは主といたしまして不用減額分でございます。01の総務管理費で33万3,000円、02の徴収費で10万円、15ページの介護認定審査会費で20万円の減額でございます。16ページの保険給付費でございますが、サービス給付等諸費で9,890万5,000円の減額、審査支払手数料で23万7,000円の減額、高額介護サービス費で30万円の減額でございます。17ページの地域支援事業費でございますが、介護予防事業費で700万円の減額、包括的支援事業・任意事業費で30万円の減額でございます。18ページの基金積立金は1,000円の減額でございます。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（9番）

16ページですけれども、サービス等の給付関係が9,800万ということで当初予算に対して7%以上の減ということですけども、この間特に大きな制度改正があったわけでもなく、また高齢該当の皆さんが特別介護保険のいろんなサービスを受けなくても良いような形で大きく変化とは考えにくいんですけども、なぜ7%余もこのように減額になるのでしょうか。

○保健福祉課長

これにつきましてはやはりさっき後期高齢者医療特別でも言いましたけれども、一応支払基金から示された金額です。前年度のサービス費を勘案しまして計上いたしましたが、介護認定を受けて介護サービスを利用している方のサービスの決定に基づきまして今回補正を計上させていただきましたが、これは適正なサービスの提供に努めた結果だと思っております。以上でございます。

○前田（2番）

14ページの運営協議会費、54,000円全額減額になっているんですけど、これは

1 回も開催しなかったという具合に理解してよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長

これは昨年9月に保健福祉推進協議会というものを制定いたしまして、その方で介護保険事業計画などの策定をさせていただきました。この運営協議会費という予算科目が残っておりましたので、これについては今後検討して廃目にするかどうか検討したいと思っております。以上でございます。

○議長

他にございませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号専決処分の承認を求めることについて、専決第15号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。日程第18、議案第16号専決処分の承認を求めることについて、専決第16号辰野町税条例等の一部を改正する条例について、日程第19、議案第17号専決処分の承認を求めることについて、専決第17号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第18号専決処分の承認を求めることについて、専決第20号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第16号、専決第16号辰野町税条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方税法の一部改正による法律及び関係政令が平成21年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町税条例等の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。今回の主な改正点でありますけれども、まず一つは個人住民税における住宅ローン特別控除の創設であります。2番目に土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続であります。3番目に上場株式等の配当、譲渡所

得に対する軽減税率の延長、以上 3 点であります。新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。まず 1 の個人住民税における住宅ローンの特別控除の創設でありますけれども新旧対照表の 8 ページをご覧いただきたいと思ひます。第 7 条の 3 の 2 の条文が追加されました。これは平成 21 年から平成 25 年までに入居したものを対象として所得税の住宅ローン控除の可能額の内、所得税において控除しきれなかった額が最高 9 万 7000 円を限度として住民税から控除されるものであります。二つ目の土地に係る固定資産税の負担調整措置は 3 年延長し平成 21 年度から平成 23 年度までとするものであります。新旧対照表の 13 ページにございます。第 11 条の 2、それから 14 ページの第 12 条及び 17 ページ第 13 条が改正されました。宅地につきましては平成 21 年度評価替に伴い宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに据え置き年度において地価の下落の場合には、簡易な方法により価格の下落修正ができる特別措置を延長するとしたものであります。農地につきましては現行同様の負担調整措置を継続するものであります。三番目の上場株式等の配当、譲渡所得等に対する軽減税率の延長につきましては 32 ページをご覧ください。附則第 2 条第 10 項では配当、34 ページをご覧ください。附則第 2 条の第 17 項では譲渡について、平成 22 年度 12 月 31 日までとさせていた軽減率を延長して、平成 23 年 12 月 31 日まで適用するものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。続きまして議案第 17 号、専決第 17 号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成 21 年 3 月 31 日に交付されたのに伴って辰野町の都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるとしてあります。一つは土地に係る都市計画税の負担調整措置についてであります。二つ目が課税標準の遅れ廃止に伴う交付の整理等であります。新旧対照表をご覧ください。一つ目の土地に係る都市計画税の負担調整措置は新旧対照表 1 ページから 4 ページにあります。辰野町都市計画税条例附則第 2 項の前の見出し及び同項から第 4 項まで、それから第 5 項第 6 項及び第 7 項、第 8 項の改正は固定資産税と同様でありますけれども、平成 21 年の評価替に伴って土地に係る現行の負担調整措置を平成 21 年から 23 年まで 3 年継続延長することによる年度の改正であります。二つ目の課税標準の特例廃止に伴う法の整理でありますけれども、新旧対照表の下の部分の 4 ページの下にあります。附則第 12 項の改正は地方税法附則第 15 条の課税標準の特例措置の廃止とそれに

伴う項のズレを調整したものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。続きまして議案第18号であります。専決第18号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方税法の一部改正による法律及び関係政令が平成21年3月31日に交付されたのに伴って、辰野町の国民健康保険税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。この主な改正点は介護給付金、課税額に係る課税限度額を10万円に引き上げるとしたことであります。課税限度額の見直しは定期的に行われておりますけれども、平成12年度介護給付金課税が創設されました際には7万円、15年からは8万円、平成18年からは9万円としていた限度額を今回平成21年度から10万円としたものであります。これにつきましては国民保険加入世帯における所得の二局化が進んでおりますけれども、高所得者に応分の負担を求め、中間所得層の負担緩和を目的に限度額の引き上げを行っているものであります。この他の改正につきましては国民保険税、課税の基礎となります所得に係る課税特例の改正によるものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。始めに議案第16号専決処分の承認を求めることについて、専決第16号辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第17号専決処分の承認を求めることについて、専決第17号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第18号専決処分の承認を求めることについて、専決第18号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。日程第21、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、専決第19号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号、専決第19号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ991万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,399万6,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の諸収入、雑入につきましては平成20年度分の交付金として、国庫からの交付金991万6,000円の増額であります。続きまして歳出につきましては7ページをご覧ください。諸支出金は精算による支払基金への医療費交付金償還金30万6,000円、診察支払手数料償還金1万2,000円の増額であります。続きまして8ページをご覧ください。前年度繰上充用金は平成20年度の繰上充用金959万8,000円の増額であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号専決処分の承認を求めることについて、専決第19号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時36分

再開時間 11時50分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第22、議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。神戸地区における高齢者を対象とした介護予防事業や高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町神戸介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき、辰野町神戸介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。以上提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号につきましては、社会福祉教育常任委員

会に付託することに決定いたしました。日程第23、議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。ほたる童謡公園内駐車場の使用料につきましては、料金規定がございましたのでバス、自動車等の使用料規定を設け公園管理に当てるため条例の一部を改正するものであります。なおほたる祭り期間中につきましては、徴収期間料金等を実行委員会が定めるものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号については総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第24、議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。辰野町医療費特別給付金の内、乳幼児等医療費につきまして少子化対策の一環として、また不況化の中、医療費需給対象年齢を拡大し乳幼児及び小中学校児童を持つ家庭への医療費負担の軽減を図るものでございます。概要は現行小学校3年まで給付対象としているものを小学6年生まで引き上げ、中学生につ

いては入院に掛かる医療費を対象とすることが主なものでございます。なお施行期日につきましては受給者証の切り替え時、平成21年8月1日より施行を考えております。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしく願い申しあげます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号は会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第25、議案第23号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第23号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申しあげます。6月1日保健福祉課が本庁の方に移転になると併せまして同内にありました辰野町訪問介護ステーションを辰野病院の方に事務所を移転するものであります。辰野町訪問介護事業に関する条例の第2条中、住所の変更であります。「大字伊那富2681番地1」を「大字伊那富3351番地」に改めるものであります。この条例は公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山岸(13番)

病院の方へ移すということですが、病院内のどのスペースを使う予定でいる

んですか。

○辰野病院事務長

現在辰野病院の通称3西と言っている病棟ではありますが、休床扱いにしている所があります。そこの一部病室を変更をかけたしてそこを使うつもりでおります。以上です。

○議長

他にございますか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第23号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり承認することに決しました。日程第26、議案第24号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第24号を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。この補正予算は、訪問看護ステーション事業、塵芥処理事業及び道路改良事業などの補正予算であります。この補正総額は1,674万4,000円の追加であり予算総額は74億2,374万4,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、国庫補助金、繰越金、町債の増額補正であります。歳出につきましては、総務費で公務災害補償基金、横浜派遣職員の住宅使用料の増額補正であります。衛生費では、訪問看護ステーションの維持管理経費、塵芥車購入費の増額補正であります。商工費では、横浜市で行われます物産展経費の増額等であります。土木費では、道路用地購入費及び工作物等の移転補償料の増額であります。教育費では、小学校費で4月の人事異動に伴う賃金などの調整。文化財保護費は、予算組替え等であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第27、議案第25号平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第25号平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するものでありまして、収入は第1款水道事業収益58万円を追加、3億4,274万7,000円としました。内訳は営業収益で58万円を追加し、3億3,346万9,000円としました。支出は第1款水道事業費用で58万円を追加、3億4,274万7,000円とし内訳は営業収益で58万円を増額し、2億9,396万9,000円としました。2ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款資本的収入で222万円を追加、622万円としました。支出は第1款222万円を追加し1億542万円とし内訳は建設改良費で222万円増額し3,822万円としました。7ページをご覧ください。収益的収入では水道事業収益で58万円を追加し3億4,274万7,000円とし給水工事収益として58万円を追加しました。これは長野県が実施する赤羽中山地区砂防事業の配水管仮設工事補償料です。8ページをご覧ください。支出では水道事業費用として58万円を追加し、3億4,274万7,000円とし受託工事費として58万円を追加しました。これは長野県が実施する赤羽中山地区砂防事業の配水管仮設工事費であります。9ページをご覧ください。資本的収入では負担金で222万円追加し、622万円としました。これは長野県が実施する赤羽中山地区砂防事業の配水管移設工事の補償料であります。10ページをご覧ください。支出では配水設備改良事業費を222万円追加し1,422万円としました。これは長野県が実施する赤羽中山地区砂防事業の配水管移設工事の費用でございます。以上提案理由を説明申しあげました。原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第25号平成21年度辰野町上水道事業会計補正

予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第26号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,592万7,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入は雑収入として600万6,000円追加しました。これは長野県の実施する小野山口の砂防事業に関する水道橋梁添架工事の補償料でございます。続いて7ページをお願いします。歳出につきましては簡易水道総務管理費を600万6,000円追加しました。これは長野県の実施する小野山口の砂防事業に関する水道橋梁添架工事の工事請負費でございます。以上提案理由を説明申し上げます。原案可決くださいようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第26号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第27号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをお開きください。第3条、第4条予算であります。支出の補正をするものであります。以下5ページ、6ページをご覧いただきたいと思っております。収益的支出の補正であります。経費であります。平成20年度の専決補正を承認いただきましたけれども、その委託料として1,100万のオーダーリングの費用の補正であります。これはまた予算が付けば予算申請をしていきたい、補助金の申請をしていきたいと思っております。それからその上の修繕費であります。透析の改修3台を今現状であります。現状の間仕切りを若干変えることにより透析3台更新を新たにしていきたいと思っております。6ページの方であります。現在ご説明申し上げました透析の改修、透析器機3台を新たに投入するものであります。以上ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。質疑、討論を終結いたします。議案第27号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものでございます。辰野町神戸介護予防センターにつきまして、新町地区へ平成21年7月1日から平成26年3月31日まで管理をお願いするものでございます。なお以後協定により延長することができるというものでございます。以上提案理由を申し上げますのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第31、議案第29号両小野国保病院組合格約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第29号両小野国保病院組合格約の変更について、提案理由を申し上げます。今回の規約の変更は本年4月1日より両小野国保病院を廃止し両小野国保診療所を開設したため、両小野国保病院規約を変更するものでございます。第3条中「国民健康保険病院」を「国民健康保険診療所」に、第4条中「両小野国保病院内」を「両小野国保診療所内」に、第12条中「病院」を「診療所」にそれぞれ改めるものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○山岸(13番)

これでいくと病院を診療所に直すわけなんですけども、組合の名称は両小野国保病院組合っていう名称で良いわけですか。

○住民税務課長

現在、両小野国保病院の組合で診療所を設置していると、組合が設置し診療所を設置していると、そういう解釈でございます。というのは今後状況があれば、病院として上に出るか、しばらくこの組合名を変えないでいくということでもあります。

以上であります。

○議 長

他にございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第29号両小野国保病院組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号土地の取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは議案第30号土地の取得について、提案理由を説明申し上げます。平成18年3月に辰野町土地開発公社経営健全化計画を策定させていただきました。平成22年度までの5年間の計画でございます。この計画に基づきまして、今年度は大字伊那富5723番9ほか15筆、合計1万3681.92㎡を3億8,260万2,000円で土地開発公社所有の土地を取得するために、契約を締結したものでございます。土地の詳細を申し上げます。裏面をご覧をいただきたいと思います。新町後山地区で6筆、1万316㎡、桜町地区で4筆、2443㎡、赤羽地区で2筆、325㎡、中山南地区で4筆、597.92㎡であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第30号土地の取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号監査委員の選任についてを議題といたします。ここで、小野代表監査委員の退席を求めます。

(小野代表監査委員 退席)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第31号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。辰野町監査委員の提案理由であります。この人事案件は地方自治法第196条の規定によりその選任について議会の同意を求めるものであります。今回識見を有する者の内から選任しております小野眞一氏がその任期が平成21年6月19日に満了となることから、人格が高潔で財産管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する小野眞一氏を適任者と認め、引き続き選任いたしたく提案するものであります。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第31号監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり同意されました。小野代表監査委員の入場を求めます。

(小野代表監査委員 入場)

○議 長

日程第34、議案第32号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第32号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては地方税法の定めるところにより、任期は3年で各市町村に3人置くことになっております。今回平成12年6月20日から同委員を務めていただいております、瀬戸喜成氏の任期がこの6月19日をもって満了となりますので、後任に高木清房氏を選任いたしたくご提案申し上げますので、ご同意くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第32号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり同意することに決しました。日程第35、議案第33号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。町の人権擁護委員会は現在5名の方で構成されており、任期は3年となっております。今回提案申し上げますのは平成21年9月30日をもって2名の委員が任期満了となります。その後任の委員として長田伊史氏、小松嘉祐氏を推薦したいと考えるものであります。長田氏につきましては現在4期目の北条常信氏が今期限りといたしたい旨の申し出があり、その後任として推薦するものであります。長田氏は信州大学を卒業後、昭和45年4月長野県公立学校教員に任命され、以後平成19年3月箕輪町立箕輪北小学校校長職を最後に退職、この間上伊那教育会理事、北部教職員会会長、北部校長会会長等を歴任し上伊那郡全体の教育及び生涯学習振興に努めてまいりました。このようなことから人権擁護委員とし適任、的確である

と考え次期委員として法務大臣に推薦をしたいと考えております。小松氏につきましては現在2期目で、伊那人権擁護委員協議会の常任委員として意欲的にまた積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいております。人権擁護委員として適任者でありますので再度、法務大臣に推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべくご提案申し上げますのでよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

今までに人事案件3件出されたわけなんです、この案件になんら反対するわけではありませんけれども、私実は学がなくてですね、この名前が読めないのがあります。そこでこういう人事案件についてはですね、ふりがなを付けていただくことを要望します。併せて略歴を付けてもらうことも併せて要望します。以上です。

○議長

要望に対して。

○総務課長

只今ご指摘のふりがなにつきましては、今後そんなふうに対応させていただきたいと思っております。略歴につきましてはもう少し検討させていただいて、判断をさせていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○船木（7番）

広域連合の資料などを見るとですね略歴が付いております。したがって町でもそのようにしてもらったらと思ひます。以上です。

○議長

他にございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第33号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり同意することに決しました。日程第36、地方自治法施行令第146条第2項、及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号、平成20年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号、平成20年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第3号、平成20年度辰野町開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町開発公社事業計画書の提出について、以上3件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは報告第1号平成20年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告を申し上げます。上から3事業分につきましては地域活性化生活対策臨時交付金事業の3事業でございます。この事業につきましては事業費の全部を繰越といたします。その次の介護予防空間整備事業の2事業につきましては、事業費の一部を繰り越させていただきます。その下の城前橋改良事業、定額給付金事業、子育て応援事業につきましても事業費の一部を平成21年度へ繰越手続きを行いまして、繰越明許費として事業を実施いたしたいと思っております。上から6事業につきましては事業の適性工期期間を見込みますと、年度内に完了困難のために翌年度へ繰り越すものでございます。定額給付金事業及び子育て応援事業につきましては9月の11日まで申請受付が可能のため翌年度へ繰り越すものでございます。以上報告をいたします。

○まちづくり政策課長

続きまして報告第2号、平成20年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告をいたします。平成20年度の辰野町開発公社事業報告書でございますが、1ページをお開きいただきたいと思います。概要を申し上げます。平成20年度の事業につきましては経営健全化計画にしたがいまして、公有地(使用済み用地)新町後山地区1万316㎡、桜町地区543㎡を処分いたしました。造成用地地区では上辰野地区236.51㎡を処分し、残りを平成21年度へ引き継いだものでございます。理事会につきましては3回の理事会におきまして全議案を承認をいただきました。次に平成20年度辰野町土地開発公社決算書で

ございます。1ページをお開きくださいませ。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益としまして決算で2億9,157万7,520円でございます。支出では事業費用としまして決算で2億9,124万8,743円でございます、収入から支出を差し引きました差額、32万8,777円につきましては当年度の純利益でございます。

4ページの損益計算書に計上をしております。次に2ページをご覧くださいませ。資本的収入及び支出でございますが収入の資本的収入では決算で8億8,000万円、支出の資本的支出では決算で12億216万333円となりました。資本的収入枠が資本的支出額に不足する額、3億2,216万333円は内部留保金で補填をいたしました。続いて3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産では流動資産の内、現金預金が1,833万5,673円、未成土地で18億2,328万5,209円、資産合計では18億4,162万882円となりました。負債では短期借入金で17億6,100万円で負債合計で17億6,100万円となりました。差し引き純資産としまして8,062万882円でございます。9ページの試算表の出資金プラス準備金及び純利益の合計でございます。

5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。流動資産としまして現金預金、未成土地を併せまして流動資産合計で18億4,162万882円でございます。流動負債では短期借入金で17億6,100万円、資本金は基本財産といたしまして300万円でございます。準備金につきましては準備金合計で7,762万882円、資本合計で8,062万882円、負債資本合計で18億4,162万882円となりました。以上につきまして9ページ試算表に詳細を計上しております。6ページ以降につきましては参考資料としまして添付させていただきましたので、ご覧をいただきたいと思っております。次に平成21年度辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧をいただきたいと思っております。基本計画といたしまして土地造成事業における造成用地取得は下辰野地区1,830㎡を計画いたしまして、宅地造成事業に着手し処分事業として8地区、13,604㎡の分譲を予定をし合計15地区の造成分譲を計画しております。土地取得予定事業量としましては取得予定面積で1,830㎡、土地処分予定事業量としまして処分予定面積で13,604㎡でございます。公有地は4地区、土地造成事業用地地区では15地区で前年度からの継続のものもでございます。土地開発公社健全化計画では平成18年度より推進中の辰野町土地開発公社経営健全化計画に引き続き、実行をさせていただきたいと思っております。次に平成21年度辰野町土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧をいただきたいと思っております。業務の予定量

は完成土地等を事業処分予定面積で13,604㎡を予定をしております。収益的収入及び支出は事業収益で事業収益、事業外収益ともで4億1,089万9,000円でございます。事業費用につきましては4億1,089万9,000円同額でございます。2ページをご覧ください。資本的収入につきましては3億円、資本的支出につきましては4億914万5,000円でございます。この資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額、1億914万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。3から5ページにつきましては実施計画を添付をさせていただきました。参考にご覧をいただきたいと思っております。以上報告させていただきました。

○開発公社常務理事

報告第3号平成20年度辰野町開発公社事業決算書及び平成21年度辰野町開発公社事業計画書の報告を申し上げます。1ページ目からお願いをしたいと思います。辰野町開発公社につきましては荒神山スポーツ公園及び公園内の体育施設、社会体育館、丸山球場、かやぶきの館、よりあい工房、土恋処よこかわ、パークセンターふれあいの管理運営と公園内の利用促進のため各種イベントを行ってまいりました。現在各施設の指定管理の移行が進められる中、かやぶきの館も平成18年9月1日より町から指定管理を受け管理運営をしてまいりましたが、平成21年4月1日からは民間企業が指定管理者となり経営をしていくことになり、荒神山スポーツ公園及び公園内の体育施設、社会体育館、丸山球場につきましては町直営の管理となり、残された事業はたばこ事業のみとなりました。1番目の体育施設の管理についてありますが、ほたるドームを除いた体育施設全体に老朽化が進み管理には大変苦勞をしておりますが、利用に支障のないよう安全に注意を払い管理運営をしてまいりました。利用の状況につきましては野球場、テニスコート、町民体育館、武道館は増加をいたしました。社会体育館、ほたるドームは減少をしております。マレットゴルフ場につきましては林間コースが大変好評で大会等多数開催され、特に高齢者の皆さんの健康増進に役立っていると思われまいます。2ページをご覧ください。パークセンターふれあいの管理につきましては、ITルームの利用は一般利用の他高齢者を対象とした教室が開催され、ミーティングルームの利用とともに伸びておりますが、その他の会議室は減少をいたしました。しかし全体的には昨年同様の利用者数となっております。春のひな人形展、さくら祭りには近隣の社会福祉施設等の皆さんがお見えになり、町内外の皆さんが大変訪れて好評をいただ

いております。かやぶきの館は日帰り利用で 598 人、宿泊で 1,007 人、入浴で 5,111 人の減ということで集客数は前年に比べ大幅に減少いたしました。この主な原因につきましては、リニューアルによる営業日数の減、また昨年末からの世界的な景気の低迷、それに加えまた燃料費の大幅な高騰等により単年度で赤字決算となりました。続いて 3 ページからの議決事項、役員に関する事項から 5 ページの各施設の利用状況、また 6 ページから 10 ページの一般会計決算書はご覧をいただき説明を省略をさせていただきます。11 ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の正味財産増減計算書を説明申し上げます。増加原因の部で営業収益であります。公園管理社会体育館、パークセンターふれあい、各施設利用収入、自主事業収入、町負担金のそれぞれの収入合計で 1 億 4,342 万 8,391 円であります。営業外収益で 131 万 1,619 円、増加額合計 1 億 4,474 万 10 円となりました。減少の原因の部であります。営業費用では公園管理、社会体育館、パークセンターふれあい、自主事業、事務局費、理事会費、かやぶきの館繰出金、支払利息等含めまして 1 億 6,134 万 8,103 円あります。当期の正味財産増加額が 3,839 万 1,907 円となり期末正味財産合計額は 1 億 2,295 万 5,736 円のマイナスであります。この主な原因につきましては昨年度のたつのパークホテルの指定管理の変更に伴います繰越欠損金、借入金の一般会計への移行によるものであります。12 ページ、13 ページの貸借対照表、財産目録はご覧をいただきたいと思います。続きましてかやぶきの館事業特別会計の決算について申し上げます。14 ページから 18 ページの収支計算書はご覧をいただき説明を省略させていただきます。19 ページをお開きいただきたいと思います。かやぶきの館事業特別会計正味財産増減計算書を説明申し上げます。増加原因の部、営業収益であります。利用収益、売店収益併せまして 1 億 2,703 万 3,515 円、営業外収益の雑収入、消費税で 486 万 2,612 円、開発公社一般会計繰入金 1,000 万円、指定管理料 2,000 万円、増加額合計が 1 億 6,189 万 6,127 円。減少の原因の部ですが営業費用の給与費、材料費、経費で 1 億 7,619 万 5,440 円、営業外費用で消費税で 364 万 7,110 円で減少合計が 1 億 7,984 万 2,550 円となり正味財産の増加額が 1,794 万 6,423 円のマイナスとなり、期末正味財産合計額が 661 万 8,552 円のマイナスとなりました。21 ページ 22 ページは省略をさせていただきます。続いて平成 21 年度辰野町開発公社事業計画を申し上げます。22 ページをお願いしたいと思います。平成 18 年度から各施設につきましては指定管理者制度へ移行が進み、

開発公社を取り巻く状況は大変大きく変わってまいりました。このような中平成21年3月31日で今まで展開してまいりました事業は概ね終了いたしまして、たばこ事業を残すのみとなりました。現在経済状況も大変不透明な時期でもあり、この事業について町の大きな収入源にもなっておりますので、しばらくの間状況を見ながら現状で進まざるを得ないかというふうに考えております。当面たばこ事業のみを実施していきたいと考えております。続いて23ページからの平成21年度辰野町開発公社一般会計収支予算書について説明を申し上げます。24ページをお願いしたいと思います。中科目の所でまとめさせていただきますのでよろしく願いいたします。まず収入の部で基本財産運用収入で1,000円、自主事業としてたばこ収入で5,000万円、町負担金50万円、雑収入5,000円の当期収入合計5,050万6,000円の予定であります。25ページからの支出の部であります。受託事業で自主事業といたしまして、自主事業5,000万円、管理費として事務局費495万円、26ページの理事会費24万5,000円、営業外費用250万円で当期収支の合計が5,769万5,000円、当期収支差額につきましては718万9,000円のマイナスとさせていただきました。以上で開発公社の報告を終わらせていただきます。

○議長

只今3件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第37、請願・陳情書についてを議題といたします。請願・陳情書についてはあらかじめ文書表を配付してありますので、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議長

以上、請願・陳情7件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6月2日 12時 50分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番